

- 平成31年1月29日付けで通知された「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の取組について」では、**住宅等を購入・改築する際に土地の災害リスクの把握や、災害リスクの軽減・回避する努力を促す**ことができるよう、不動産関連業界と連携して、不動産関連団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施することが求められています。
- 水防法では、**宅地建物取引における重要事項説明は義務づけてはいないが、水害に関する危険性は、住民の命に直結するもの**であるため、全日本不動産協会宮城県支部及び不動産保証協会宮城県支部と連携し両協会が開催する研修会の場にて、洪水などの水害リスクに関する情報を解説し、宅地若しくは建物の売買の際には、水害リスク情報の周知についても配慮頂くよう依頼しました。

1. 開催概要

日時：令和元年7月2日（火） 13：30～

場所：ホテル法華クラブ仙台

説明概要：

- 水防法改正に伴う「洪水浸水想定区域の公表について
- 洪水浸水想定区域と水害ハザードマップに関する情報について
- 防災情報の取得方法について



会場の様子

宅地建物取引における重要事項説明

対象災害	根拠法令	宅地建物取引における重要事項説明
洪水	水防法	— (義務付けされていない)
内水 (集中豪雨の規模が排水能力を上回る場合に発生)		
高潮		
津波	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害特別計画区域
土砂 (土石流、急傾斜崩壊、地滑り)	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域

2. 今後の取組

引き続き、不動産関連団体に対して、研修会等の場を活用し、洪水浸水想定区域などの水害リスク情報を解説